

## がん登録部会委員の追加について

### 1 概要

がん登録部会の委員数については、香川県がん対策推進協議会設置要綱で「6名以内」と定められているところ、現在、部会長と専門委員各1名のほか、委員3名の計5名で構成されています。

任期満了に伴い、令和4年4月1日付けで新たな委員を委嘱するに当たり、これに加え、市町職員（保健師）1名を新たに委員として追加したいと考えます。

追加の趣旨としては、他の各がん部会でも市町の保健師が委員に委嘱されている中、がん登録部会においても、がん検診等のがん対策事業を実施する市町の立場から意見を得ることにより、当部会の協議事項である、がん登録情報の活用や、その他がん登録及びがん予防対策の評価に必要な事項について、議論の充実に努めようとするものです。

### 2 背景

がん登録部会は、がん登録等の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づきがん登録情報の利用等に関する審議を行っており、「法律により設置が義務付けられている審議会等」に該当するため、本県の「かがわ男女共同参画プラン」に掲げる「女性委員の割合40%以上」の目標の対象となっています。

しかし、現状で女性委員が0名であることから、同プランを所管する男女参画・県民活動課から状況の改善を求められています。

このため、女性が多い市町の保健師を委員として追加することにより、女性の参画を図るとともに、上記のとおり、市町の立場から有意義な意見を得ようとするものです。